

# 「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

## 第39回本部員会議

日時：令和4年12月2日(金) 11:30～  
場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

(1) 現在の感染状況等について

(2) 感染状況を踏まえたレベル分類の見直しについて

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

(4) その他

3 閉会

<配布資料>

資料1 現在の感染状況等について

資料2 国の感染対策の基本的考え方等について

資料3 感染状況を踏まえたレベル分類の見直しについて

資料4 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）

資料5 オミクロン株対応ワクチンの接種について

資料6 年末年始における薬局等での無料検査体制の確保について

資料7 県民の皆様・事業者の皆様へのお願い

# 山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第39回本部員会議 配席図

日時：令和4年12月2日(金)11:30～  
場所：県庁4階 共用第1会議室

## 知事

副知事

教育長

総務部長

環境生活  
部長

商工労働  
部長

農林水産  
部長

公営企業  
管理者

警察本部長

総合企画  
部長

健康福祉  
部長

観光スポーツ  
文化部長

土木建築  
部長

副教育長 総務部理事  
(危機管理担当)

厚政  
課長

健福  
審議監

健福  
部次長

健福  
理事

総務  
部次長

防災危機  
管理課長

# 山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第39回本部員会議

日時：令和4年12月2日(金)11:30～  
場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長 知事

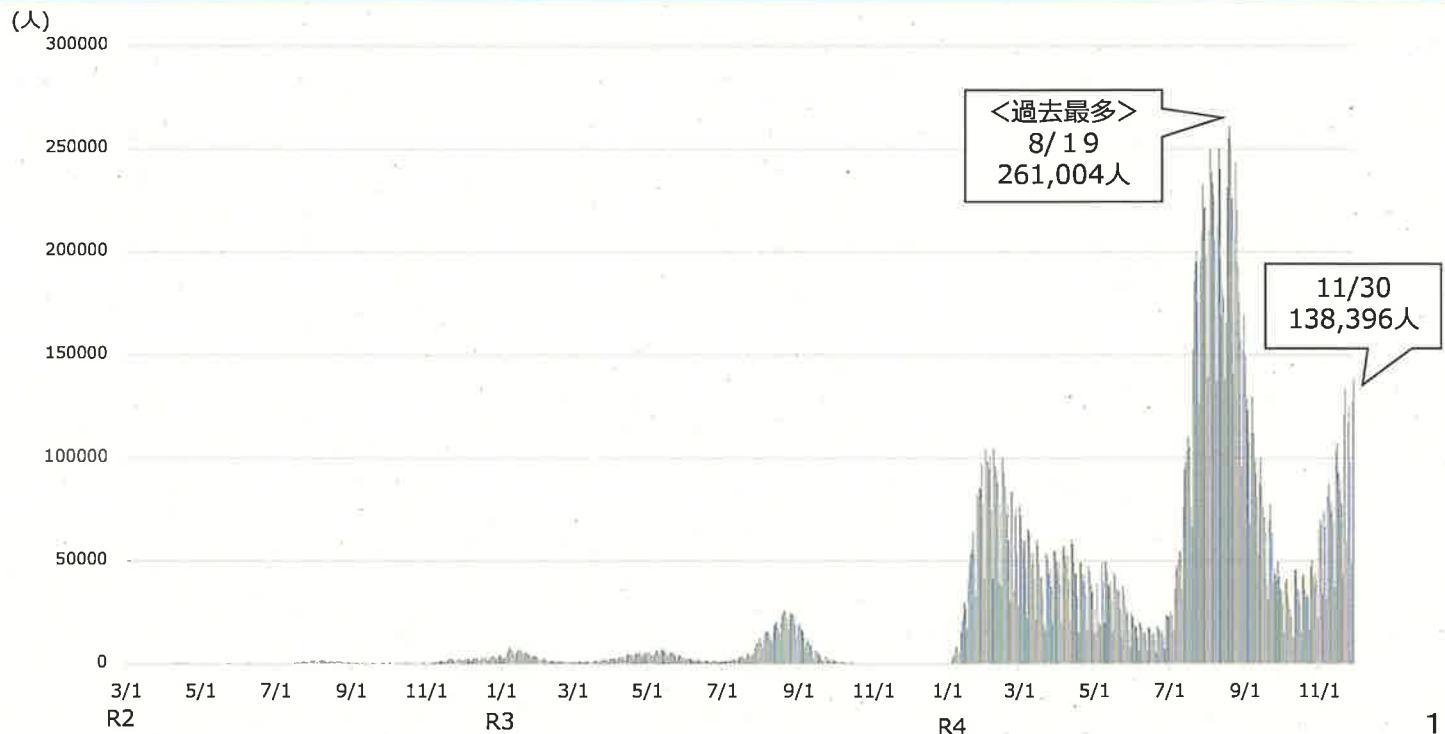
2 副本部長 副知事

3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

# 現在の感染状況等について

## 全国の新規感染者の推移



## 本県の感染状況 (12/1時点)

### ○感染者数（累計）

196,829人 (死亡428人)

### ○現在の入院者数

重症	中等症		軽症・無症状	計
	II	I		
1人	57人	39人	121人	218人

### ○地域（保健所）別累計感染者数 (R4.9.27～)

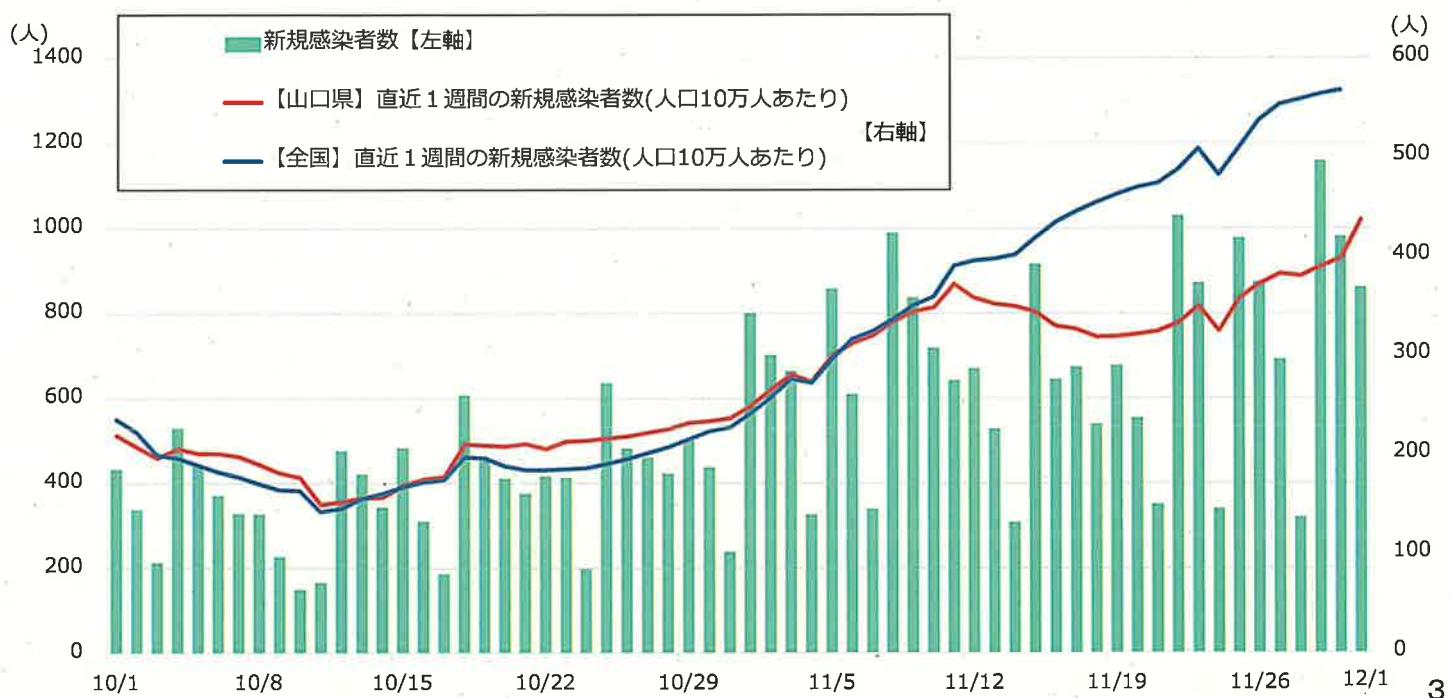
岩国	3,698	柳井	1,544	周南	5,845
山口	4,327	防府	3,206	宇部	4,942
長門	616	萩	1,322	下関	3,953
自宅療養者フォローアップセンター		5,497			

### ○PCR等検査 (R2.2.15～R4.11.27)

累計 910,816件 (11/21～11/27実績 9,203件)

## 県内の新規感染者の推移

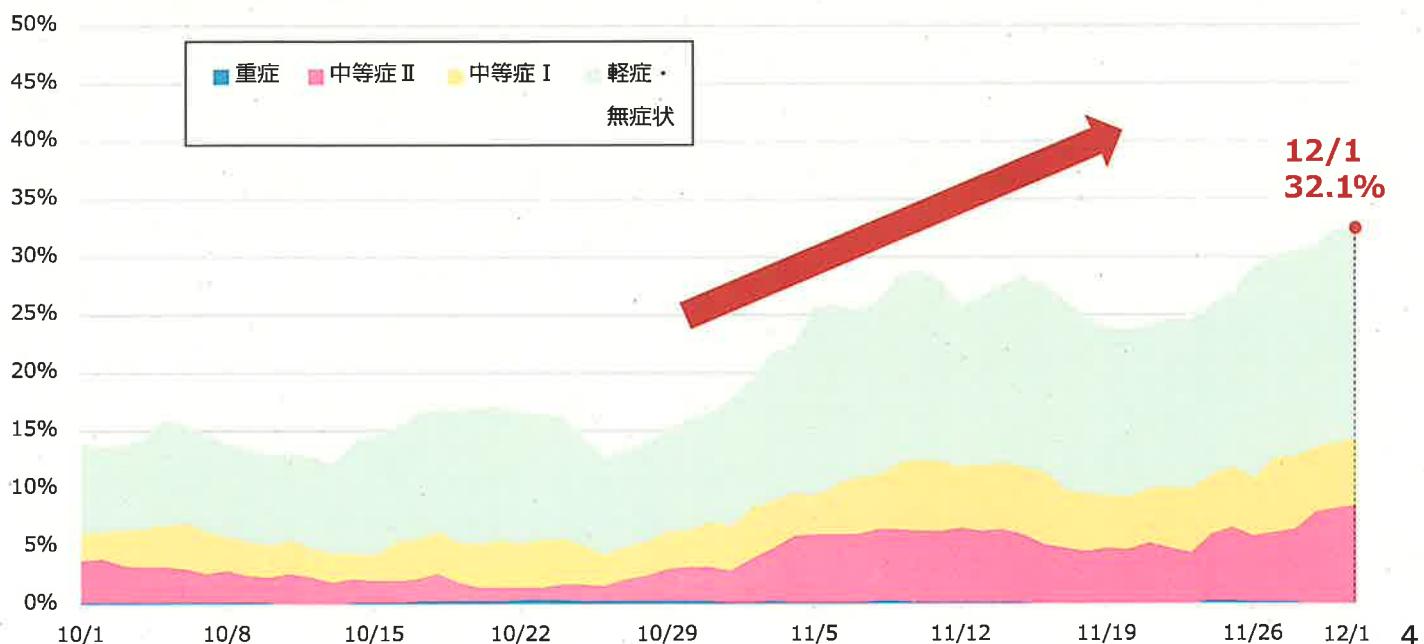
- 本県の新規感染者数は、10月下旬以降増加傾向に転じ、第8波が始まっている。
- 今後も、活発な人の動きが続くことが予想されるとともに、本格的に、気温が低下する冬場を迎えることから、更なる感染拡大が懸念される。



## 医療提供体制の状況

- 本県では、症状に応じて、適切かつ速やかに治療が受けられるよう、医療機関と連携し、入院病床 680床を確保
- 病床使用率は10月下旬以降上昇傾向にあり、医療への負荷が増加

### ■ 確保病床使用率の推移



## 季節性インフルエンザとの同時流行に備えた外来医療体制の整備

体調不良となり、受診を希望される方は、**確実に外来受診できる体制を整備**

- 新型コロナの感染拡大に加え、インフルエンザの流行による多数の発熱患者が同時発生する可能性があるため、外来医療体制の整備・強化を図ることが重要  
※ 本県のピーク時の想定患者数は**約8千人／日**

**652**の診療・検査医療機関等による外来医療体制を確保

- 診療・相談体制の**更なる強化**
  - ・休日夜間診療体制の強化
  - ・受診相談センター（#7700）における相談体制の強化
  - ・自宅療養者フォローアップセンターにおける相談・診療体制の強化

5

## 県民の皆様へのお願い

- 少しでも症状がある場合には、外出を控え、  
**速やかに医療機関を受診してください。**
- ご自身のみならず、家族など大切な人を守る  
ため、**早期のワクチン接種をご検討ください。**

6

## 国の感染対策の基本的考え方等について

### 1 国の感染対策の基本的考え方 (10/13 分科会)

- 今夏と同様、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じること等を基本方針とする。
- 感染拡大防止策としては、ワクチン接種の促進や、基本的な感染対策の徹底の改めてのお願い、医療機関・高齢者施設・学校・保育所等へのポイントを絞った効果的・効率的な感染対策に取り組む。
- ただし、感染者数が膨大な数になり医療のひつ迫が生じる場合や、ウイルスの病原性が強まる等の場合には、感染拡大防止や医療体制の機能維持に関する更なる協力の要請・呼びかけや、行動制限を含む実効性の高い強力な感染拡大防止措置等、状況に応じた対応を行う。

### 2 感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応 (11/11 分科会等)

- 外来医療等の状況に着目したレベル分類に見直し。  
※現行の5段階から4段階とし、「レベル0（新規感染者ゼロ維持の状況）」を廃止

指標の目安	レベル1 (感染小康期)	レベル2 (感染拡大初期)	レベル3 (医療負荷増大期)	レベル4 (医療機能不全期)
病床使用率	概ね0～30%	概ね30～50%	概ね50%超	概ね80%超
重症病床使用率	—	—	概ね50%超	概ね80%超

- 各段階に応じた感染拡大防止措置の実施。

#### 【主な感染拡大防止措置の内容】

##### ◆レベル1～2

- ・オミクロン株対応ワクチン接種の推進や基本的な感染対策の徹底 等

##### ◆レベル3「医療負荷増大期」

- 地域の実情に応じて、『医療ひつ迫防止対策強化宣言』の実施
- 情報発信の強化
  - ・住民に対する感染拡大状況や医療負荷状況等の丁寧な説明や協力の呼びかけ
- 住民・事業者への、より慎重な行動の協力要請・呼びかけ
  - (例) ・普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤等を控えることを徹底
    - ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える
  - ・特に、大人数の会食や大規模イベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断 等

##### ◆レベル3「医療負荷増大期」～レベル4「医療機能不全期」

- 地域の実情に応じて、『医療非常事態宣言』の実施
- 住民・事業者への、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけ
  - (例) ・外出・移動は必要不可欠なものに限ることを要請
    - ・イベントの延期等の慎重な対応を要請
  - ・飲食店や施設への時短や休業要請はせず、学校の授業は継続 等

## 感染状況を踏まえたレベル分類の見直しについて

- 国の方針に基づき、感染状況等を評価するレベル分類を以下のとおり見直し
- レベルの判断に際しては、以下の「レベル判断の目安」に加え、専門家意見（モニタリング会議）等を踏まえ、総合的に判断

レベル	レベル判断の目安	
	指標	事象 (感染状況及び保健医療の負荷の状況)
1 感染小康期	【病床使用率】 概ね 0～30%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者数が低位で推移又は徐々に増加</li> <li>・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい</li> </ul>
2 感染拡大初期	【病床使用率】 概ね 30～50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者数が急速に増え始める</li> <li>・外来患者数が急増し、負荷が高まり始める</li> <li>・救急外来患者数が増加</li> <li>・病床使用率が上昇傾向</li> </ul>
3 医療負荷増大期  医療ひっ迫防止 対策強化宣言	【病床使用率／ 重症病床使用率】 概ね 50%超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生</li> <li>・外来患者が殺到し、重症化リスクの高い方がすぐに受診できない</li> <li>・救急搬送困難事案が急増</li> <li>・入院医療の負荷が高まる</li> </ul>
4 医療機能不全期  医療非常事態宣言	【病床使用率／ 重症病床使用率】 概ね 80%超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定を超える膨大な数の感染者が発生</li> <li>・通常外来を含め外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態</li> <li>・入院医療がひっ迫</li> <li>・通常医療を大きく制限</li> </ul>

※レベルの判断にあたっては、社会経済活動の状況なども勘案

新規感染者数や病床使用率が上昇傾向にあり、第8波が始まっていることなど、総合的に判断し、現時点は「レベル2」

## 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）

令和4年12月2日  
山口県新型コロナウイルス  
感染症対策本部  
(危機管理チーム)

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、全国的に新規感染者数が増加傾向にあり、本県においても、新規感染者数が千人を超えるなど、第8波が始まっており、今後、社会経済活動の活発化や気温が低下する冬場を迎えることなどから、更なる感染拡大が懸念されている。

本県においては、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動を自粛するよう県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

### 1 都道府県に求められる措置等の概要

11月18日に新型コロナウイルス感染症対策本部で「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定したこと等に伴い、国の基本的対処方針が変更された。

#### 【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言等が発出されていない区域)】

- イベント等について、特措法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。
  - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%(大声なし)とすることを基本とする。
  - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%(大声あり)・100%(大声なし)とすることを基本とする。この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表する。

- 感染拡大の兆候やイベント等におけるクラスターの発生があった場合、人数制限の強化等を含めて、速やかに主催者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すこと。
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。
- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図ること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、地域の実情に応じて、特措法第24条第9項に基づく措置等を講じること。
- 特措法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

## 2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

### (1) 県民への協力要請

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は自粛するよう要請。
- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、会話時のマスクの着用やこまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒、十分な換気など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策を徹底するよう要請。
- 外出の際には、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守している施設等を利用するとともに、外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用し、飲食店から求められる感染防止対策に協力するよう要請。
- 発熱や咳など、少しでも感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

### (2) 事業者・関係団体への協力要請

- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。
- 飲食店の感染防止対策を県が定める基準により認証する、やまぐち安心飲食店認証制度を活用した感染防止対策を強化。

### (3) 学校等の対応

#### ア 公立学校（幼小中高特）

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

#### イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

#### ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、各地域の実情に応じて、開所を継続。

### (4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。

また、本県の感染状況について、レベル3への移行が見込まれる場合は、県有施設の休館や県主催イベントの中止又は延期等を検討。

<イベント開催制限等>※国事務連絡より抜粋

	感染防止安全計画策定	その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率上限	100%	大声なし：100% 大声あり：50%

※安全計画策定は参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

※同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、収容率上限はそれぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）

※「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする

※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 参加人数5,000人超かつ収容率50%超のイベントの感染防止安全計画の確認に対応。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについて、イベント主催者等が、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成・公表・保管するよう周知。

## (5) 感染状況や保健医療の負荷の状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況や保健医療の負荷の状況等を把握するため、各レベルの判断目安となる事象及び指標を設定し、継続的にモニタリングを実施。
- 専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」の意見等を踏まえ、レベル(1～4の4段階)を総合的に判断。

### <レベル判断の目安>

レベル	指標	事象（感染状況及び保健医療の負荷の状況）
<u>1 感 染 小 康 期</u>	<u>【病床使用率】 概ね 0～30%</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者数が低位で推移又は徐々に増加</li> <li>・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい</li> </ul>
<u>2 感 染 拡 大 初 期</u>	<u>【病床使用率】 概ね 30～50%</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者数が急速に増え始める</li> <li>・外来患者数が急増し、負荷が高まり始める</li> <li>・救急外来患者数が増加</li> <li>・病床使用率が上昇傾向</li> </ul>
<u>3 医療負荷 増 大 期</u>	<u>【病床使用率／ 重症病床使用率】 概ね 50%超</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生</li> <li>・外来患者が殺到し、重症化リスクの高い方がすぐに受診できない</li> <li>・救急搬送困難事案が急増</li> <li>・入院医療の負荷が高まる</li> </ul>
<u>4 医療機能 不 全 期</u>	<u>【病床使用率／ 重症病床使用率】 概ね 80%超</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定を超える膨大な数の感染者が発生</li> <li>・通常外来を含め外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態</li> <li>・入院医療がひっ迫</li> <li>・通常医療を大きく制限</li> </ul>

※レベルの判断にあたっては、社会経済活動の状況なども勘案

## (6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。

## 3 感染拡大に備えた対応

### (1) 検査体制の強化等

- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備するとともに、地域の診療所等が行う抗原定性検査を積極的に活用。
- 感染状況等を踏まえ、重症化リスクの高い者が入所・利用する高齢者施設等における抗原定性検査キットを活用した頻回検査を実施。
- 新規陽性者に関するゲノム解析など、変異株に対する監視体制を強化。

### (2) 医療提供体制の拡充

- 全ての陽性者が症状等に応じ、安心して療養できるよう、入院や宿泊療養及び自宅療養体制を確保。
- 想定を超える感染爆発が発生した場合における緊急時用病床の運用、臨時の医療施設の開設。

### (3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

#### (4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

#### (5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の感染・発症予防や重症化予防に効果が期待されるワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることがないよう、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

#### (6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

#### (7) ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査の活用

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等においても、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を継続できるよう、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査を活用。ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査を適用せず、強い行動制限を要請。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民に対し、検査受検を要請するとともに、薬局等での検査体制を活用し、検査を実施。

## (8) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

- 新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるとともに、季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本とする。
- 感染が著しく拡大し、保健医療への負荷が高まった場合には、感染拡大防止措置や業務継続体制の確保等に係る対策を強化する。
- レベル3「医療負荷増大期」においては、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」による、県民や事業者への情報発信の強化や、より慎重な行動の協力要請・呼びかけ、業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけ等を検討・実施。
- レベル3「医療負荷増大期」において、急速な感染拡大が生じている場合や、医療ひっ迫防止対策強化宣言に基づく対策を講じても感染拡大が続く場合は、レベル4「医療機能不全期」になることを回避するため、「医療非常事態宣言」による、県民や事業者への人との接触機会の低減に関するより強力な要請・呼びかけ等を検討・実施。

## オミクロン株対応ワクチンの接種について

### 1 接種体制

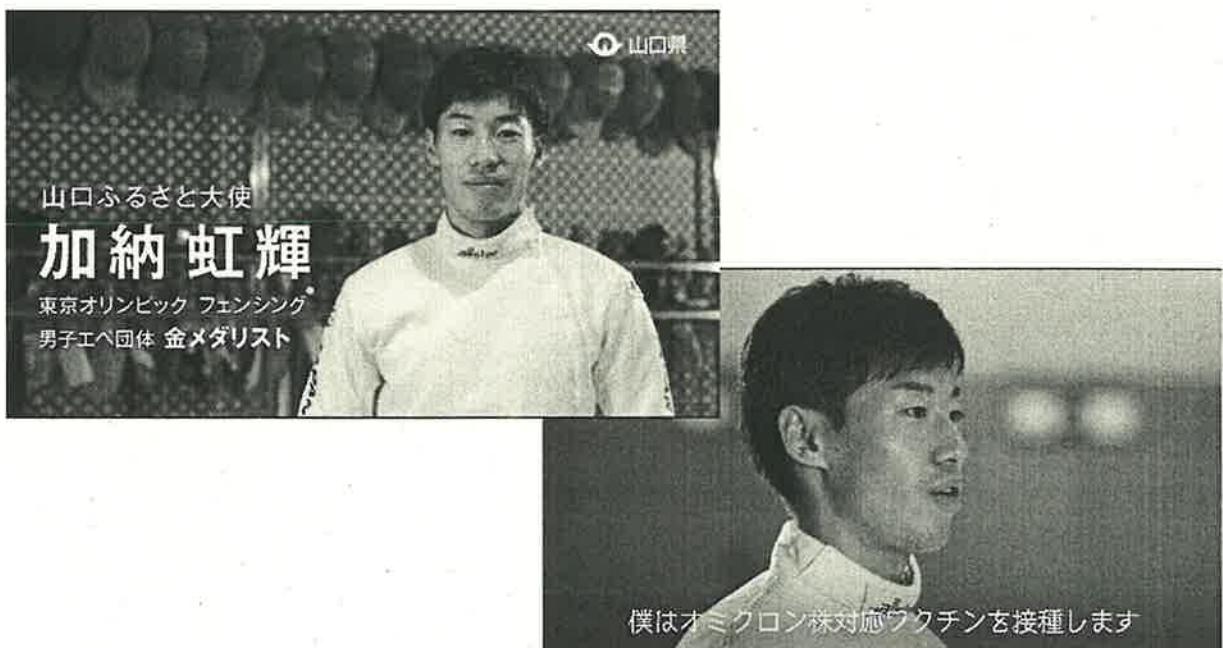
接種機会の確保、接種しやすい環境整備

- 1日約1万5千回ペースとなる十分な接種体制を確保
- 金曜日の夜間と土曜日に県広域集団接種会場を設置

⇒ 本県では、全国を上回るペース(接種率: 21%)で進捗

### 2 情報発信の強化

- 山口ふるさと大使による接種を呼びかける動画・CMの制作



## 年末年始における薬局等での無料検査体制の確保について

年末年始は、無料検査の需要増加が見込まれることや、帰省等を通じた感染拡大が発生する恐れがあることから、感染不安を感じる無症状の県民が検査を容易に受けられる体制の確保を図り、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動の継続につなげる。

### <無料検査体制の確保>

#### ○ 薬局等での検査体制の確保

地域の薬局等の検査所に対し、年末年始の検査所の開設や検査時間の延長等を働きかけ。

#### (薬局等の検査体制の概要)

検査所数	83箇所 ※12月2日現在
検査内容	対象者：感染不安を感じる無症状者（県民） 実施検査：PCR検査又は抗原定性検査

## 県民の皆様・事業者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、本県の新規感染者数は千人を超えるなど、増加傾向にあり、第8波が始まっています。

これから、本格的に気温が低下する冬場や、人の移動が活発になる年末年始を迎えるにあたり、県民・事業者の皆様には、基本的な感染予防対策を徹底するなど、以下の感染防止に係る取組に、是非ともご協力をいただきますようお願いします。

### 県民へのお願い

#### ＜感染予防対策の徹底＞

- ◎ ワクチン接種の有無に関わらず、3密を避け、「十分な換気」、「こまめな手洗い・手指消毒」、「会話時のマスクの着用」、「共用部分の消毒」など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- ◎ 高齢者や基礎疾患のある方と同居家族以外の方が会う場合は、会話時のマスク着用など、感染予防対策を徹底するとともに、感染不安がある場合には面会を控えるなど、十分に注意してください。

#### ＜外出・移動の自粛等＞

- ◎ 外出の際は、万全の感染予防対策を講じるようお願いします。
- ◎ 発熱や咳など、少しでも感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

#### ＜旅行や会食時の対策＞

- ◎ 外出にあたっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守している施設等を利用するとともに、外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用し、飲食店から求められる感染防止対策に協力してください。

#### ＜無料検査の活用等＞

- ◎ 無症状でも感染不安を感じる方は、市町などが窓口となっている集中PCR検査や県が指定する身近な薬局等を活用し、PCR検査又は抗原定性検査を受検してください。
- ◎ また、県外から帰省を予定されているご家族などに、お住まいの都道府県において、帰省前に検査を受検されることなどを呼びかけてください。

#### ＜軽症時の自己検査＞

- ◎ 20歳から50歳未満の方で、熱が37.5℃未満や軽いのどの痛みなど、症状がごく軽く、かつ、高血圧等の基礎疾患がない方で検査のみを希望する方が自己検査できるよう、インターネット申込により、抗原検査キットを無料配布しますのでご活用ください。

### ＜ワクチン接種の検討＞

- ◎ ワクチン接種は重症化や感染・発症を予防しますので、ワクチンの効果と副反応等のリスクを理解し、接種をご検討ください。ご自身のみならず家族や友人など、大切な人を守るため、接種のご検討をお願いします。

### ＜感染された方等への差別・偏見の防止＞

- ◎ 感染者自身のほか、ワクチン未接種の方、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。

### 事業者へのお願い

#### ＜業種別ガイドラインの遵守＞

- ◎ 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを徹底してください。

特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底するようお願いします。

#### ＜接触機会低減への取組＞

- ◎ 在宅勤務（テレワーク）やWeb会議の活用等により、人の接触機会を低減する取組を促進するようお願いします。

#### ＜イベント等実施時の対策＞

- ◎ イベントの実施にあたっては、県の示す規模要件に基づき開催し、参加人数が5千人超かつ収容定員が50%超となる場合は、安全計画を策定して県の確認を受けてください。
- ◎ 安全計画を策定しないイベントは、イベント開催時に必要となる感染防止対策への対応状況をホームページ等で公開するようお願いします。

令和4年12月2日

山口県知事 村岡嗣政